

海外での知的財産にかかるトラブルにご注意ください

近年、日本で展開されているブランド名や地域団体商標が中国等の海外で冒認出願（注）される事例が増加しています。今回は、当行がお取引先から相談を受けた事例と対応策、また、代表的な冒認出願事例等についてご紹介します。

（注）冒認出願：ブランド名等を悪意の第三者が先取出願すること

◆ 当行に寄せられた「お取引先からのご相談事例」



当社が日本で販売している主力商品の商標が、知らない間に中国で冒認出願されていました。対応策はあるのでしょうか？

商標登録が許可されてから5年以内であれば、「無効宣告請求」により商標の取消を申請することができます。



このお取引先には、以下のソリューションをご紹介します。冒認商標取消に向けた手続きをご支援しました。

- ① 冒認商標取消にかかるご支援が可能な中国の法律事務所のご紹介
- ② 「中小企業等海外侵害対策支援事業（冒認商標無効・取消係争支援事業）」助成金（費用の2/3助成）申請にかかるご支援

◆ 各種報道に採り上げられた「代表的な冒認商標事例」

【商 材】ひとめぼれ（コメ）

【経 緯】「ひとめぼれ」の中国語訳である「一見钟情」を日本からのコメ輸出解禁に先駆け、中国企業が商標を取得。

【結 果】「一見钟情」の名称で「ひとめぼれ」を販売できないことから、中国では、やむを得ず「●●県産日本米」等の名称で販売しています。



上海のスーパーで販売されているコメ

冒認商標には、全く関りが無い第三者により申請が行われるケースの他に、業務提携している現地の販売業者等により出願されてしまったというケースも少なくありません。業務提携の際には、商標の権利や責任をしっかりと明記したうえで契約することが重要です。

また、冒認出願事例が多い中国における商標登録の状況については、当行でも調査できる場合がございます。ご希望の際は、お取引のある当行本支店までお気軽にお申し付けください。

【お問合せ先】

七十七銀行 市場国際部 アジアビジネス支援室
TEL.022-211-9880

【Global Letter NEXT ホームページ】

その他の記事はこちらからご覧ください。

https://www.77bank.co.jp/kokusai/globalletter_next/



本紙記載の内容につきましては、当行が信頼できると考える情報に基づき作成しておりますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談いただくようお願い申し上げます。